

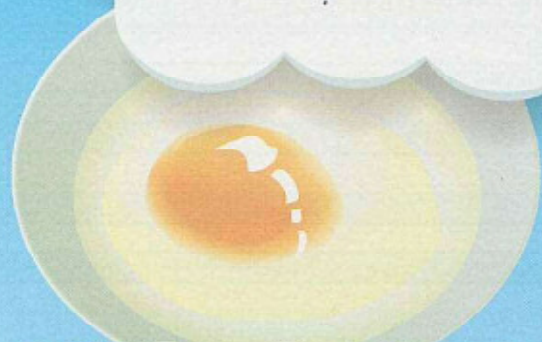
食品関連事業者
のみなさん



えっ!!

ぼくたち、製造するのに許可が
必要になるの!?

水産製品、液卵、漬物等...



令和3年6月1日(火)から

営業許可制度等が大きく変わります。

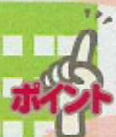
平成30年6月に食品衛生法の改正が行われました。
この施行に伴い、令和3年6月1日に新たな制度がスタートします。
たとえば、これまで許可がいらなかった漬物、水産製品、液卵などの製造は、今後
許可が必要になります。

なにが大きく変わるの?



ポイント1 営業許可業種等の大幅な見直し

既存の営業許可業種が再編されることに加え、これまで許可がいらなかった業種も許可が必要となる場合があります。



ポイント2 営業届出制度の創設

営業許可業種以外のものにおいて一定の営業者において届出が必要となります。

浜松市保健所



ポイント1 営業許可業種等の大幅な見直し



食中毒リスクを考慮しつつ営業実態に応じたものにするといった観点から、令和3年6月1日に営業許可業種が34業種から32業種に再編されます。

これに伴い、新たに許可が必要となる業種、他と統合される業種、許可業種から届出業種となる業種があります。

許可申請等の手続きが必要な場合がありますので、期限に間に合うようにご準備をお願いします。

営業許可業種の見直しの概要

現行の許可 34 業種

| | |
|---------------|-----------------|
| 1 | 飲食店営業 |
| 2 | 喫茶店営業 |
| 3 | 菓子製造業 |
| 4 | あん類製造業 |
| 5 | アイスクリーム類製造業 |
| 6 | 乳処理業 |
| 7 | 特別牛乳搾取処理業 |
| 8 | 乳製品製造業 |
| 9 | 集乳業 |
| 10 | 乳類販売業 |
| 11 | 食肉処理業 |
| 12 | 食肉販売業 |
| 13 | 食肉製品製造業 |
| 14 | 魚介類販売業 |
| 15 | 魚介類せり売営業 |
| 16 | 魚肉ねり製品製造業 |
| 17 | 食品の冷凍又は冷蔵業 |
| 18 | 食品の放射線照射業 |
| 19 | 清涼飲料水製造業 |
| 20 | 乳酸菌飲料製造業 |
| 21 | 冰雪製造業 |
| 22 | 冰雪販売業 |
| 23 | 食用油脂製造業 |
| 24 | マーガリンショートニング製造業 |
| 25 | みそ製造業 |
| 26 | 醤油製造業 |
| 27 | ソース類製造業 |
| 28 | 酒類製造業 |
| 29 | 豆腐製造業 |
| 30 | 納豆製造業 |
| 31 | めん類製造業 |
| 32 | そうざい製造業 |
| 33 | 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| 34 | 添加物製造業 |
| 営業許可不要 | |
| 小分けのみ実施の各種製造業 | |
| 自動販売機 | |



見直し後の許可 32 業種

| | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 飲食店営業（喫茶店営業を統合） |
| 2 | 菓子製造業（あん類製造業を統合） |
| 3 | アイスクリーム類製造業 |
| 4 | 乳処理業（乳酸菌飲料製造業を統合） |
| 5 | 特別牛乳搾取処理業 |
| 6 | 乳製品製造業（乳酸菌飲料製造業を統合） |
| 7 | 集乳業 |
| | 許可不要（届出） |
| 8 | 食肉処理業 |
| 9 | 食肉販売業（包装済みの食肉のみを販売する場合は許可不要。届出に移行） |
| 10 | 食肉製品製造業 |
| 11 | 魚介類販売業（包装済みの鮮魚介類のみを販売する場合は許可不要。届出に移行） |
| 12 | 魚介類せり売営業 |
| 13 | 水産製品製造業（新設）へ移行 |
| | 水産製品製造業（新設）へ移行 |
| 14 | 複合型冷凍食品製造業（新設）へ移行 |
| 15 | 冷凍食品製造業（新設）へ移行 |
| | 冷凍冷蔵倉庫業（届出に移行） |
| 16 | 食品の放射線照射業 |
| 17 | 清涼飲料水製造業（乳酸菌飲料製造業を統合） |
| | 廃止（乳処理、乳製品製造業、清涼飲料水製造業へ移行） |
| 18 | 冰雪製造業 |
| | 許可不要（届出） |
| 19 | 食用油脂製造業（マーガリンショートニング製造業を統合） |
| 20 | みそ・醤油製造業に統合 |
| 21 | 密封包装食品製造業（新設） |
| | 上記以外は許可不要（届出） |
| 22 | 酒類製造業 |
| 23 | 豆腐製造業 |
| 24 | 納豆製造業 |
| 25 | めん類製造業 |
| 26 | 複合型そうざい製造業（新設） |
| 27 | そうざい製造業 |
| | 密封包装食品製造業（新設） |
| | 上記以外は許可不要（届出） |
| 28 | 添加物製造業 |
| 29 | 漬物製造業 |
| 30 | 液卵製造業 |
| | 水産製品製造業 |
| 31 | 食品の小分け業 |
| 32 | 調理機能を有する自動販売機 |

新設



ポイント2 営業届出制度の創設



衛生管理水準の底上げのため、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則としてすべての営業者はHACCPに沿った衛生管理をすることが義務付けられます。これに伴い、営業届出制度が創設され、「営業許可業種と公衆衛生に与える影響が少ない営業」以外の営業者は、営業の届出が必要となります。

営業許可業種
(32業種)

公衆衛生に与える影響が
少ない営業

届出業種

いつまでにどんな手続きをすればよいの？

営業者の状況によって、手続きの期限や実施しなければならないことが異なります。申請等の事務手続きの詳細については、所管の保健所にご相談ください。

ア 新たに許可業種に指定された営業者

●対象となる営業者

令和3年6月1日以降、許可が必要となる営業は次のものになります。

| 業種名 | 説明 |
|---------|--|
| 漬物製造業 | 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業(営業形態によっては、届出業種となる場合あり) |
| 液卵製造業 | 鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む)をする営業 |
| 水産製品製造業 | 魚介類その他の水産動物若しくはその卵(以下「水産動物等」)を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業 |
| 食品の小分け業 | 製造業等で製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は包む営業(調理や小売販売における小分けは除く) |

●いつまでに許可を取得しなければならないですか？

既存営業者(令和3年5月31日までに営業を始めた者)と新規営業者(令和3年6月1日以降に営業を始めた者)で営業許可を取得しなければならない期限が異なります。状況に応じて、許可申請の手続きをお願いします。

| | 営業許可の取得期限 |
|----------------------------|-------------------|
| 既存営業者(令和3年5月31日までに営業を始めた者) | 令和6年5月31日までに許可を取得 |
| 新規営業者(令和3年6月1日以降に営業を始めた者) | 営業開始前に許可を取得 |

㊦ 公衆衛生に与える影響が少ない営業に指定された営業者

●対象となる営業

許可申請や届出の対象外となっているのは、次の営業になります。

| 業種名 |
|---|
| 食品(添加物を含む)の輸入業 |
| 食品(添加物を含む)の常温での貯蔵、運搬業 |
| 包装食品の常温での販売業 (常温で保管した場合でも腐敗、変敗、食品の劣化をしないような食品を扱う場合に限る) |
| 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造業 |
| 器具又は容器包装の輸入又は販売を行う営業 |

●なにをすればよいの？

許可や届出等の手続きはありません。

㊧ 届出となる営業者

●対象となる営業

営業許可業種と公衆衛生に与える影響が少ない営業以外の営業が届出の対象となります。

ただし、1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設については届出が不要です。

●いつまでに届出をしなければならないですか？

令和3年6月1日時点で届出の対象となる営業の営業者は、**令和3年11月30日**までに届け出をしてください。届出の方法については、現在開発中の国のオンライン申請システムの使用を予定しています。利用方法については、後日、ホームページ等で案内します。なお、乳類販売業など許可から届出になる業種については、新たな届出は不要です。

| | | 届出の期限 |
|--------------------------------------|---------------|-----------------|
| 既存の営業者 (令和3年5月31日までに 営業を開始した者) | 許可から届出業種になる場合 | 届出不要 |
| | 上記以外の届出業種の場合※ | 令和3年11月30日までに届出 |
| 新規の営業者(令和3年6月1日以降に営業を始める者) | | 営業開始前に届出 |

※1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設については届出が不要

- 浜松市保健所生活衛生課(所管:中央区(※三方原地区以外))
〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号
TEL:053-453-6114 FAX:053-459-3561
- 浜松市保健所 浜北支所(所管:中央(※三方原地区のみ)、浜名、天竜区)
〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000番地
TEL:053-585-1398 FAX:053-585-3671

※三方原地区:初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町